

学校法人東北文化学園大学教員の任期に関する規程

「平成30年1月30日」
「理事会制定」

（目的）

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号（以下「任期法」という。））第5条第2項の規定に基づき、学校法人東北文化学園大学（以下「本法人」という。）において任期を定めて雇用する教員（以下「任期付教員」という。）の任期等に関して必要な事項を定める。

（教育研究組織、職名等）

第2条 任期付教員は、任期法第4条第1項第1号により任期を定めて雇用される者をいい、任用できる教育研究組織、職名等、任期及び再任に関する事項については、別表のとおりとする。なお、任期付教員は、任期法第7条に規定する労働契約法（平成19年法律第128号）の特例対象者に該当する。

（任用手続・任用基準等）

第3条 任期付教員の任用に関する事項は、東北文化学園大学教員選考規程、東北文化学園大学大学院教員選考規程、東北文化学園大学特別任用教員に関する規程、東北文化学園大学非常勤講師及び授業アシスタントに関する申合せ、その他関係諸規程による。

（勤務条件等）

第4条 任期付教員の勤務条件等、勤務形態により、雇用契約書または労働条件通知書を作成し、明示するものとする。

2 この規則及び雇用契約書、労働条件通知書にない事項については、専任の任期付教員については、学校法人東北文化学園大学有期雇用教職員就業規則を準用する。

（規程の公表）

第5条 この規程を制定又は改正したときは、任期法第5条第4項の規定に基づき、本学ホームページ等に公表するものとする。

（規程の改廃）

第6条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則（平成30年1月30日 理事会）

1. この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表

職名等	教育研究組織	任期	再任の可否
特別任用教員 (特任教授、特任准教授、特任講師)	東北文化学園大学	1年 以内	可(ただし、原則として、 通算10年を限度とする。)
嘱託教職員 (教授、准教授、講師、助教、助手)	東北文化学園大学、 東北文化学園大学大学院	1年 以内	可(ただし、原則として、 通算10年を限度とする。)
契約教職員 (教授、准教授、講師、助教、助手)	東北文化学園大学、 東北文化学園大学大学院	1年 以内	可(ただし、原則として、 通算10年を限度とする。)
非常勤講師	東北文化学園大学、 東北文化学園大学大学院	1年 以内	可(ただし、原則として、 通算10年を限度とする。)